日高村お試し滞在施設設置及び管理に関する条例

　（趣旨）

1. この条例は、日高村への移住希望者が本村での生活を一時的に体験する施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（名称及び位置）

**第２条**　施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 宮ノ谷お試し滞在住宅(短期) | 日高村宮谷５４４－９ |
| 夢団地お試し滞在住宅(短期・長期) | 日高村本村24-1　夢団地5号棟 |

　（管理）

**第３条**　施設は、日高村が管理するものとする。

　（使用者の条件）

**第４条**　施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者とする。

　（１）将来的に本村への移住を希望している者

　（２）使用期間中、円滑かつ積極的に周辺の地域住民との交流をもてる者

　（３）日高村暴力団排除条例（平成２３年日高村条例第９号）第２条第３号に規定する者でないこと。

　（使用期間）

**第５条**　施設の使用期間は、短期滞在は１日を単位として、最長２８日間とする。長期滞在は1ヶ月単位として、最長12ヶ月とする。

**第６条**　使用者は、次に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により村長が特に認めた場合は、この限りでない。

短期滞在(1日～28日以内)

|  |  |
| --- | --- |
| 入居期間 | 使用料 |
| 　 １～７日間 | 　５，０００円 |
| 　８～１４日間 | １０，０００円 |
| １５～２１日間 | １５，０００円 |
| ２２～２８日間 | ２０，０００円 |

長期滞在(1ヶ月～12ヶ月以内)

|  |  |
| --- | --- |
| 入居期間 | 使用料 |
| 1ヶ月～12ヶ月以内 | 28,000円(共益費等込)/月 |

**２**既納の使用料は、これを還付しない。ただし、村長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

３　長期滞在賃貸料納付は１ヶ月単位とし、日割り計算はしないものとする。

（使用申請及び許可等）

**第７条**　使用者は、あらかじめ電話等による仮申請を行い、次に揚げる期日までに村長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情により村長が特に認めた場合は、この限りではない。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 提　出　期　限 |
| 短期滞在 | 使用開始7日前までに申請書を提出 |
| 長期滞在 | 使用開始1ヶ月前までに申請書を提出 |

２　村長は、前項の規定による使用の申請があったときは、内容を審査して使用に問題がないと認めたときは使用許可を決定し、その旨を当該使用者に通知するものとする。

（委任）

**第８条**　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

　　**附　則**

この条例は、公布の日から施行する。